

平成 26 年 11 月 26 日

各 位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役 村上雅彦
問合せ先	E T F センター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙 1 記載の各 E T F における投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 25 年 6 月に改正された金融商品取引法および投資信託及び投資法人に関する法律ならびにこれに関連する政令・内閣府令が平成 26 年 12 月 1 日に施行されることから、以下の「2. 変更の内容」記載の各規定を改正後の法令に対応させるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

2. 変更の内容

- ①金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引に係る投資制限について、これに対応するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
- ②信託契約の解約および重大な約款の変更等における書面決議について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第8項の規定に従い、その要件から「議決権を行使することができる受益者の半数以上」を撤廃するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
- ③投資信託の併合について、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に定める「軽微な併合」は書面決議の対象外とするべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
- ④書面決議における反対受益者に認められている受益権の買取請求権について、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第40条の2の規定に従い、一部解約によって換金するこ

とができる投資信託に関しては当該買取請求権を適用しないこととするべく、信託約款の一部に所要の変更を行いません。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙2をご参照ください。

3. 日程（予定）

平成26年11月28日	内閣総理大臣への届出日
平成26年12月1日	約款変更実施日

4. 約款変更に対抗することが出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行いません。

別紙1. 該当するETF銘柄一覧

別紙2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

該当する E T F 銘柄一覧

銘柄コード	銘柄名	2. 変更の内容 該当項目
1314	上場インデックスファンド S & P 日本新興株 100	①、②、③
1316	上場インデックスファンド TOPIX100 日本大型株	①、②、③
1317	上場インデックスファンド TOPIX Mid400 日本中型株	①、②、③
1318	上場インデックスファンド TOPIX Small 日本小型株	①、②、③
1322	上場インデックスファンド中国 A 株 (パンダ) CSI300	②、③
1345	上場インデックスファンド J リート (東証 R E I T 指数) 隔月分配型	①、②、③
1347	上場インデックスファンド F T S E 日本グリーンチップ 35	①、②、③
1358	上場インデックスファンド日経レバレッジ指数	①、②、③、④
1544	上場インデックスファンド日本株式 (MSCI ジャパン)	①、②、③
1547	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	②、③、④
1548	上場インデックスファンド中国 H 株 (ハンセン中国企業株)	②、③、④
1549	上場インデックスファンド CNX Nifty 先物 (インド株式)	②、③、④
1554	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	②、③、④
1555	上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT)	②、③、④
1556	上場インデックスファンド日経中国関連株 50	①、②、③
1566	上場インデックスファンド新興国債券 (バークレイズ Local EM 国債)	②、③、④
1578	上場インデックスファンド日経 2 2 5 (ミニ)	①、②、③、④
1586	上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials	①、②、③、④
1592	上場インデックスファンド JPX 日経インデックス 400	①、②、③、④
1677	上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型	②、③、④
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	②、③、④
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	②、③、④
1698	上場インデックスファンド日本高配当 (東証配当フォーカス 100)	①、②、③

各投資信託約款の新旧対照表

1314	上場インデックスファンド S & P 日本新興株 100 約款
1316	上場インデックスファンド TOPIX100 日本大型株 約款
1317	上場インデックスファンド TOPIX Mid400 日本中型株 約款
1318	上場インデックスファンド TOPIX Small 日本小型株 約款
1347	上場インデックスファンド F T S E 日本グリーンチップ 35 約款
1556	上場インデックスファンド 日経中国関連株 50 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第24条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第45条</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第45条</p> <p>①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第50条</p> <p>① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第50条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知</p>

<p>大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、<u>当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数</u>をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
--	--

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約) 第43条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約) 第43条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等) 第48条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。</u>以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(信託約款の変更等) 第48条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>

1345 上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型 約款

1544 上場インデックスファンド日本株式（MSCI ジャパン） 約款

1698 上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100） 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第25条の2</p> <p>①デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第46条</p> <p>①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第51条</p> <p>① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することが</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第51条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することが</p>

<p>できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
---	--

- 1547 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款
 1548 上場インデックスファンド中国H株 (ハンセン中国企業株) 約款
 1549 上場インデックスファンド CNX Nifty 先物 (インド株式) 約款
 1554 上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款
 1555 上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT) 約款
 1680 上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) 約款
 1681 上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング) 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約) 第44条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約) 第44条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等) 第49条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項 (前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することが</p>	<p>(信託約款の変更等) 第49条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項 (前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することが</p>

<p>できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦（略）</p>	<p>できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦（同 左）</p>
<p><u>（反対者の買取請求の不適用）</u></p> <p>第50条</p> <p>①この信託は、委託者が第40条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。</p>	<p><u>（反対者の買取請求権）</u></p> <p>第50条</p> <p>①第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約) 第45条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約) 第45条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等) 第50条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。</u>以下、併合と合わせて「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに<u>重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(信託約款の変更等) 第50条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「<u>重大な約款の変更等</u>」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに<u>重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</u></p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
<p>(<u>反対者の買取請求の不適用</u>) 第51条</p>	<p>(<u>反対者の買取請求権</u>) 第51条</p>

<p>①この信託は、委託者が第41条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。</p>	<p>①第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
--	--

- 1358 上場インデックスファンド日経レバレッジ指数 約款
 1578 上場インデックスファンド日経225 (ミニ) 約款
 1586 上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials 約款
 1592 上場インデックスファンドJPX日経インデックス400 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</p> <p>第31条の2 <u>①デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第53条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第53条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第58条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項 (前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第58条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項 (前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p>

<p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数</u>をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
<p><u>(反対者の買取請求の不適用)</u></p> <p>第59条</p> <p>①この信託は、委託者が第49条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。</p>	<p><u>(反対者の買取請求権)</u></p> <p>第59条</p> <p>①第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第43条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第43条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第48条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。</u>以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第48条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
<p>(<u>反対者の買取請求の不適用</u>)</p> <p>第49条</p>	<p>(<u>反対者の買取請求権</u>)</p> <p>第49条</p>

<p>①この信託は、委託者が第39条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。</p>	<p>①第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
--	--